

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会長 小林 増雄 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 堀口 浩二

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）
の申請手引き等について（通知）

日頃から産業廃棄物行政に御協力いただき感謝申し上げます。
このたび、標記手引き等を改正しましたので通知します。
つきましては、貴会員に周知していただきますようお願い申し上げます。

1 主な変更点

- (1) 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月環境省）改定に伴う
石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）の取扱いの追加
現に汚泥及び石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリート
くず（がれき類を除く）及び陶磁器くず、がれき類のいずれか）又は廃石綿等の許可
を有している場合は、「石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に係る申出
書」の提出が必要となります。（新規申請及び既に許可証に記載されている場合を除
く。）

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）を収集運搬する場合は、排出時に
耐水性のプラスチック袋等により二重こん包された荷姿のまま、破損・飛散すること
がないよう留意して運搬する旨の計画としてください。

- (2) 申請等に係る押印の廃止

現在押印を求めている一部様式の押印を廃止し、様式を改正しました。

2 ホームページのアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/syuunnsinnsei/index.html>



担 当：環境部 産業廃棄物指導課
収集運搬業担当 原田、鈴木
電 話：048-830-3026
FAX：048-830-4771